

山口県中小企業制度融資取扱要領

(平成29年4月1日 平29経営金融第2号)

この要領は、山口県中小企業融資制度要綱（以下「要綱」という。）第18条の規定に基づき、山口県中小企業制度融資の取扱いについて資金ごとに必要な事項を定めるものとする。

資 金 名	融 資 対 象 に 係 る 具 体 的 内 容
経 営 基 盤 強 化 資 金	<p>融資対象の欄に規定する「大規模で先進的な工場の整備等であって、県内経済への波及効果が認められ、産業構造の転換・高度化、若者を中心とする人口の県内定住の促進に資する事業として、知事の認定を受けたもの」とは、投資規模が3億円以上のもので、以下の1から4のいずれかに該当するもののうち知事が認定したものとする。</p> <ol style="list-style-type: none">1 工場新設等を行い、受・発注、雇用の拡大等を図ることにより、県内経済への波及効果が見込まれるもの2 新たな技術や新製品の開発等を目的とした工場の新設等を行うことにより、産業構造の転換・高度化に資するもの3 快適な労働環境の提供や、地域環境との調和を目的とした工場新設等を行うことにより、若者等の県内定住の促進に資するもの4 その他、上記1～3の趣旨に基づき、適当と判断されるもの

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

資 金 使 途	認 定 手 続 き ・ 申 請 書 様 式 等
	<p>要綱第6条第1項に規定する商工会議所等への推薦依頼書は別記第1-1号様式によるものとする。</p> <p>要綱第6条第2項に規定する市町長への推薦依頼書は別記第1-2号様式によるものとする。</p> <p>要綱第6条第3項に規定する知事の認定等に係る手続きは次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none">1 産業活性化資金の認定を受けようとする中小企業者等は「産業活性化資金（融資対象4、5）認定申請書」（別記第1-3-1号様式）及び事業税納税証明書（滞納がない旨の証明書）各1部を取扱金融機関に提出するものとする。2 取扱金融機関は、認定申請書の提出があり当該融資が適当であると認めたときは、「産業活性化資金（融資対象4、5）融資意見書」（別記第1-3-2号様式）に当該認定申請書及び事業税納税証明書を添付して、県経営金融課に提出するものとする。 <p>また、取扱金融機関は、必要に応じて「産業活性化資金（融資対象4、5）推薦依頼書」（別記第1-3-3号様式）</p>

資 金 名	融 資 対 象 に 係 る 具 体 的 内 容
経 営 基 盤 強 化	
資 金 女 性 活 躍 応 援 資 金	

資 金 使 途	認 定 手 続 き ・ 申 請 書 様 式 等
	<p>式) に認定申請書、融資意見書及び事業税納税証明書を添付して、市町長に提出するものとする。</p> <p>3 市町長は、融資対象として適当であると認め、推薦したときは「産業活性化資金（融資対象4、5）融資推薦書」（別記第1-3-4号様式）に認定申請書、融資意見書及び事業税納税証明書を添付して、県経営金融課に提出するものとする。</p> <p>4 知事（経営金融課）は、融資対象として認定したときは、「産業活性化資金（融資対象4、5）融資認定書」（別記第1-3-5号様式）により申請者に通知し、「産業活性化資金（融資対象4、5）融資推薦書」（別記第1-3-6号様式）により取扱金融機関に推薦するものとする。</p>
<p>融資対象となる費用は次の各号に掲げる費用とする。</p> <p>1 職業生活と家庭生活との両立に必要な雇用環境の整備等の費用</p> <p>2 男性が育児参加しやすい雇用環境づくりに要する費用</p> <p>3 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく一般事業主行動計画の実施等のために必要な費用</p>	<p>要綱別表1の同融資対象欄に規定する女性活躍促進事業計画書は別記第2号様式によるものとする。（資金使途3の場合に限る。）</p>

資 金 名	融 資 対 象 に 係 る 具 体 的 内 容
<p data-bbox="181 730 220 1541">経 営 基 盤 強 化 資 金</p> <p data-bbox="240 219 496 309">おいでませ山口 観光振興資金</p>	<p data-bbox="515 219 1331 309">融資対象欄の1に規定する「観光施設」とは、以下の1から6のいずれかに該当するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li data-bbox="555 331 1331 533">1 宿泊施設（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業を営むための施設（下宿営業、カーテル、モーテルその他これに類するものを除く。）） <li data-bbox="555 555 1331 701">2 宿泊施設における防災施設（消防法（昭和23年法律第186号）第17条に規定する消防の用に供する施設） <li data-bbox="555 723 1331 1429">3 交通施設 <ol style="list-style-type: none"> <li data-bbox="579 779 1331 1149">(1) 観光バス、観光タクシー（道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業に使用する自動車で、専ら観光客の用に供するもの）、遊覧船船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業に使用する船舶で、専ら観光客の遊覧の用に供するもの） <li data-bbox="579 1171 1331 1317">(2) 観光用索道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第5項に規定する索道事業で、専ら観光客の運送を目的とするもの） <li data-bbox="579 1339 1331 1429">(3) 駐車場（有効面積が500㎡以上の駐車場で、主として観光客の利用に供するもの） <li data-bbox="555 1451 1331 1709">4 温泉利用施設（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条に規定する温泉の利用施設で、温泉プール、温泉利用の植物園等、主として観光客の利用を目的とするもの（公衆浴場等主として観光客以外の利用が予測されるものを除く。）） <li data-bbox="555 1731 1331 1921">5 観光客接遇施設（休息施設（併設された食堂又は売店を含む。）、観光土産品販売所（専ら観光土産品を販売し、かつ売り場面積が50㎡以上のもの）、その他観光客の接遇に必要な施設） <li data-bbox="555 1944 1331 2033">6 レジャーセンター、飲食店、その他観光の振興に資すると認められるもの

資 金 使 途	認 定 手 続 き ・ 申 請 書 様 式 等
	<p>要綱第6条第4項に規定する市町長、商工会議所等への推薦依頼書は別記3号様式によるものとする。</p>

資 金 名		融 資 対 象 に 係 る 具 体 的 内 容
経 営 基 盤 強 化 資 金	組合事業資金	<p>組合事業資金の融資の対象となる組合は、次の各号に該当する組合とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 山口県中小企業団体中央会（以下「中央会」という。）に加入している組合 2 前号に掲げる組合以外の組合で中央会が特に認めたもの
創 業 ・ 新 事 業 展 開 支 援 資 金	創業等応援資金	<p>事業経営上、許認可等が必要とされている場合には許認可等を保証申込人名義により原則として取得していること、または許認可等の取得が確実である見通しがあることが必要である。</p>
	一般枠	
	再チャレンジ枠	

要綱第6条第5項に規定する中央会の推薦等にかかる手続きは次のとおりとする。

- 1 組合事業資金の推薦を受けようとする組合は、中央会に借入れを希望する日の7日前までに「組合事業資金推薦依頼書」（別記第4-1号様式）を1部提出するものとする
- 2 中央会は、組合から前項の推薦依頼書の提出があったときは、当該組合について、推薦に必要な調査を行うものとする。
- 3 中央会は、前項の調査の結果、推薦すべきものと決定したときは、推薦依頼組合に対し「組合事業資金推薦書」（別記第4-2号様式）を交付するものとする。
- 4 取扱金融機関は、前項の規定により推薦書の交付を受けた組合が融資の申込みをしたときは、推薦金額の範囲内で融資の可否を決定するものとする。
- 5 取扱金融機関は、前項の決定を行ったときは、要綱第16条に準じて中央会に対し、その旨を通知するものとする。
- 6 中央会と取扱金融機関とは、連携を密にして、組合事業資金の運用について支障のないように努めなければならない。
- 7 前各項に定めるもののほか、この要領の運用について必要な事項は、中央会、取扱金融機関及び県とで協議の上、決定するものとする。

要綱別表1の同融資対象欄に規定する商工会議所等又は起業化支援アドバイザーから事業計画についての推薦を受けて融資を受ける場合の融資推薦書は別記第5号様式によるものとする。

要綱別表1の同融資対象欄に規定する事業引継ぎ支援センター設置団体の長の推薦を受けて融資を受ける場合の融資推薦書は別記第6号様式によるものとする。

要綱別表1の同融資対象欄に規定する早期転換・再挑戦支援窓口を設置する団体の長の推薦を受けて融資を受ける場合の融資推薦書は別記第7号様式によるものとする。

資 金 名		融 資 対 象 に 係 る 具 体 的 内 容
創 業 ・ 新 事 業 展 開 支 援 資 金	ベンチャー企業 成長支援資金	融資対象欄に規定する「新事業」とは、製品又は役務の提供が、機能、用途、性能等の面において、従来にはない特徴を有し、当該事業が属する業界における先導的な役割を果たすことが見込まれるなど、高度な技術と専門的な知識を活かして行う創造的な事業をいう。
	新事業展開等 支援資金	
	海外ビジネス 展開支援資金	
経 営 安 定 支 援 資 金	経 営 安 定 資 金	

資 金 使 途	認定手続き・申請書様式等
	<p>要綱別表 1 の同融資対象欄に規定する評価報告は別記第 8 号様式によるものとする。</p>
	<p>要綱別表 1 の同融資対象欄 9 に規定する県中小企業支援センター又は商工会議所等からビジネスプランについての推薦を受けて融資を受ける場合の融資推薦書は別記第 9 号様式によるものとする。</p>
	<p>要綱別表 1 の同融資対象欄に規定する海外市場販路拡大等事業計画書は別記第 10 号様式によるものとする。</p>
	<p>要綱第 6 条第 11 項に規定する相談室設置団体の長への推薦依頼書は別記第 11 号様式によるものとする。</p>